

## 学校生活の指針

定時制課程の学校生活及び日常生活については、次のように定めます。

### I 服装等

生徒は常に服装を正しくし、高校生としてふさわしいものを着用する。

校内においては所定の上履きに必ず履きかえる。体育館では定められた体育館用シューズを使用する。

### II 通学等

- 1 生徒は自宅からの通学を原則とする。親戚、知人、雇用住宅、職場の寮など自宅以外から通学する者は、その旨を学校に届ける。
- 2 登下校中または校内において、ケガ・発病などの事故が生じたときは、直ちにHR担任または職員室に連絡する。
- 3 登下校に交通用具（自転車・原付・自動車）を使用する場合は許可制とする。  
通勤等の事情により、50 cc以下の原付・自動車の使用を認める。  
許可された生徒は次のことを守らなければならない。
  - (1) 保護者の自署をそえて、「自転車・原付・自動車使用許可願」・運転免許証・車検証及び自動車保険の写しを提出する。
  - (2) 自賠責保険はもちろんのこと、任意保険にも原則として加入する。また、最近自転車が加害者となる事故が増加しているので自転車保険に加入することが望ましい。
  - (3) 常に交通法規を守って安全運転をする。
  - (4) 校内では徐行し、空吹かしや騒音を出すなどの迷惑行為は絶対にしてはならない。
  - (5) 原付乗車の時はヘルメットを必ず着用する。定員外乗車はしてはならない。
  - (6) 自動車乗車の時はシートベルトを必ず着用する。
  - (7) 運転免許証の貸借はもちろんのこと、交通用具の貸借もしてはならない。
  - (8) 交通用具は絶対に改造しないこと。改造車両の使用は禁止する。
  - (9) 自転車は照明具（ライト）を完備し、夜間は無灯火で走行してはならない。  
二人乗りや傘さし運転もしてはならない。自転車点検に合格した自転車で通学すること。

- 4 原付及び自動車の運転免許を取得したい生徒は、生徒支援係まで申し出て、免許受験同意申請書を提出する。自動車学校入校についても、入校許可申請書を提出する。運転免許の無断受験・取得は絶対にしてはならない。
- 5 自動二輪車については、在学中の使用及び免許の取得を認めない。
- 6 重大な交通違反を起こした場合や上記の事項が守られていないときは、交通用具の使用を禁止することがある。

### Ⅲ 校内生活と規律

- 1 校内生活においては、生徒としてふさわしい行動をとる。特に、授業を受けなかったり、授業妨害や暴力行為は絶対にしてはならない。
- 2 教育上必要と認められるときは懲戒を命ずる。懲戒とは、「指導としての懲戒」と「処分としての懲戒」がある。「指導としての懲戒」については、「説諭」「訓戒」「謹慎」があり、「処分としての懲戒」については、「訓告」「停学」「退学」があり、法的根拠に基づいて処分を校長が行う。
- 3 校具は大切に使用し、破損したり紛失したりしないよう注意する。不注意により校舎や校具を破損した者は、学校に届け出て指示を受ける。このとき、相当額の補償を求めることがある。
- 4 登校後授業終了までは無届けで校外に出てはならない。やむなく学校外に出なければならない場合は、担任（HRまたは教科）に届け出る。
- 5 遺失物または拾得物は直ちに生徒支援係に届け出る。所持品を紛失したときもまた同じである。
- 6 授業中は、携帯電話やスマートフォンの電源を切る又は音が出ないマナーモードなどにして、教科担当が持ってくる「かご」の中に入れて受講すること。
- 7 学校外での生活の充実や社会性を身につけるためにアルバイトなどをすることを勧めます。ただし、学業が最優先のため授業の出席等に影響をおよぼさないようにすること。

### Ⅳ その他

- 1 自然災害などで臨時休校になる場合は「きずなネット学校連絡網」(P. 22.23 参照)等で情報を配信するので確認をすること。